

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社中伊豆設備工業	代表者氏名	代表取締役 近田 淳
主たる営業所の所在地	伊豆市城 80		
許可番号	静岡県知事許可 (般-3) 第 11799 号	許可を受けている 建設業の種類	管工事業、水道施設工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 8 月 17 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文 (同法第 3 条第 1 項該当)		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。			
2 前項各号について講じた措置 (前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。) を速やかに文書により報告すること。			
処分の原因となった事実		建設業法違反 (無許可営業所での営業)	
有限会社中伊豆設備工業は、建設業許可における営業所の届出を行っていないにも関わらず、伊豆の国市に設けた大仁営業所において、常時建設業の営業を行った。			
このことが、建設業法第 3 条第 1 項に違反し、同法第 28 条第 1 項本文に該当するものと認められる。			
その他参考となる事項			